

< 第 5 . 資料 >

E C 議会決議 (1 9 8 4 年 5 月)

1984年5月、EC議会は、新しい型の宗教組織による法の侵害が社会の問題となっていることについて、関係諸機関の情報交換の必要性などを決議した。この決議の中で、EC議会は各組織の活動の調査・評価にあたって、次の13項目の基準を適用するよう勧告している。わが国における宗教団体等の活動について考えるうえでもたいへん参考になる。

- a . 未成年者は、その人生を決定してしまうような正式の長期献身 (solemn long-term commitment) を行うよう勧誘されてはならない。
- b . 金銭的または人的な関わりをすることについて、相応の熟慮期間が設けられるべきである。
- c . ある団体に参加した後も、家族や友人との間で連絡が許されなくてはならない。
- d . 大学、高校等に学ぶメンバーの修学が妨げられてはならない。
- e . 妨げられることなくある運動から離れる権利、自らまたは手紙および電話で家族や友人と接触する権利、独自の助言を求める権利およびいつでも医師の手当を求める権利は、尊重されなくてはならない。
- f . 何人も、とくに資金獲得活動に関して、物乞いや売春などによって、法を破るようにそそのかされてはならない。
- g . 外国人旅行者を終生関わる運動に引き入れてしまう如き勧誘はしないこと。
- h . 入信の勧誘 (recruitment) の間は、その運動の名称及び教義が、常に直ちに明らかにされなくてはならない。
- i . そのような運動は、要求があれば、権限ある官庁に対し、個々のメンバーの住所または所在を告知しなくてはならない。
- j . 新宗教運動は、それに従い、そのために働いている個々人が.....社会保障給付を受けることを保障しなくてはならない。
- k . ある運動の利益のために外国に旅行するときは、その運動体は、そのメンバーを本国に戻す責任 (特に病気になった時) を負わなくてはならない。
- l . メンバーの家族からの電話及び手紙は、直ちに取り次がれなくてはならない。
- m . 運動体内にいる子供については、教育や健康、更には悪環境の除去等について配慮されるべきである。

宗教団体の責任を考える上での主な裁判例（1999年3月16日現在）

A（信教の自由の限界一般論）

1 最高裁昭和38年5月15日大法廷判決（判例時報335号11頁/判例タイムズ145号168頁）

精神障害の治療のために加持祈祷を行い、その結果患者を心臓麻痺で死なせ、僧侶が傷害致死罪に問われた事例

「憲法20条1項は信教の自由を何人に対してもこれを保障することを、同2項は何人も宗教上の行為、祝典、儀式または行事に参加することを強制されないことを規定しており、信教の自由が基本的人権の一として極めて重要なものであることは言うまでもない。しかしおよそ基本的人権は、国民はこれを乱用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うべきことは憲法12条の定めるところであり、また同13条は、基本的人権は、公共の福祉に反しない限り立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする旨を定めており、これら憲法の規定は、決して所論のような教訓規定というべきものではなく、したがって、信教の自由の保障も絶対的無制限のものではない」

2 神戸簡裁昭和50年2月20日判決「神戸牧会事件」

（判例時報768号3頁、判例タイムズ318号219頁）

建造物侵入等の事件の犯人として警察より追及を受けている高校生2名を、牧師が教会に約一週間にわたり宿泊させた行為につき犯人蔵匿罪に問われた事案について、正当な業務行為であるとして無罪を言い渡した事例

3 最高裁昭和56年4月7日判決「創価学会板まんだら判決」

（民集35巻3号443頁、判例時報1001号9頁、判例タイムズ441号59頁）

「本件訴訟は、具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争の形式をとっており、その結果信仰の対象の価値又は宗教上の教義に関する判断は請求の当否を決するについての前提問題であるにとどまるものとされてはいるが、本件訴訟の帰趨を左右する必要不可欠なものと認められ」「本件訴訟の争点及び当事者の主張立証も右の判断に関するものがその核心となっていると認められることからすれば」「本件訴訟は、その実質において法令の適用による終局的な解決の不可能なものであって、裁判所法3条にいう法律上の争訟にあたらぬ」とされた事例

4 最高裁昭和63年6月1日判決「殉職自衛官の合祀申請行為の合憲性が争われた事例」(民集42巻5号277頁、判例時報1277号34頁、判例タイムズ669号66頁)

傍論において「私人間において憲法20条第1項前段及び同条2項によって保障される信教の自由の侵害があり、その態様、程度が社会的に許容し得る限度をこえるときは、場合によっては、私的自治に対する一般的制限規定である民法1条、90条や不法行為に関する諸規定の適切な運用によって、法的な保護が図られるべきである」と指摘した事例

5-1 東京地裁平成7年10月30日決定「オウム真理教解散決定事件」

(判例時報1544号43頁、判例タイムズ890号38頁)

宗教法人オウム真理教に対し、宗教法人法81条1項1号、2号前段に基づいて解散が命じられた事例

5-2 東京高裁平成7年12月19日決定(判例時報1548号26頁、判例タイムズ894号43頁)

4-1の即時抗告棄却決定

5-3 最高裁平成8年1月30日決定(判例時報1555号3頁、判例タイムズ900号160頁)

4-2の特別抗告棄却決定

6 東京地裁平成8年3月28日決定「オウム真理教破産決定事件」

(判例時報1558号3頁、判例タイムズ907号98頁)

宗教法人オウム真理教が、その代表役員らの不法行為による損害賠償債務のため、債務超過・支払不能の状態にあるとされ、破産宣告が下された事例

7 東京高裁平成10年2月9日「輸血拒否訴訟控訴審判決」

(判例時報1629号34頁/判例タイムズ965号83頁)

エホバの証人である成人の癌患者が、その手術に先立ち「輸血以外には救命手段が内事態になっても輸血しないでほしい」旨の意思表示を下が、医師がこれと異なり「輸血以外に救命手段がない事態になれば輸血する」という治療方針を採用している場合は、医師は、同患者に対してその治療方針を説明する義務があり、この説明義務を怠って手術をし、輸血をしたときは、これにより、同患者が被った精神的苦痛を慰謝する義務を負うと判断した事例

B（刑事事件）

1 広島高裁昭和29年8月9日判決（高等裁判所刑事判例集7巻7号1149頁）

病氣治癒のための祈禱行為が恐喝罪にあたりとされた事例

2 最高裁昭和31年11月20日判決（刑集17巻4号302頁、判例時報335号頁11頁）*注1

加持祈禱行為を詐欺恐喝により有罪判決を下した事例

3-1 神戸地裁昭和40年12月2日判決（愛知学院大学宗教法制研究所紀要第26号「寺社をめぐる刑事判例（追補）」7頁）

宗教活動のためと称する募金行為が詐欺罪に問われた事例

3-2 大阪高裁昭和41年5月9日判決（愛知学院大学宗教法制研究所紀要第26号「寺社をめぐる刑事判例（追補）」26頁）

3-1の控訴審判決

3-3 最高裁昭和41年11月22日判決（判例時報467号65頁 / 愛知学院大学宗教法制研究所紀要第26号「寺社をめぐる刑事判例（追補）」1頁）

3-2の上告審判決

4 青森地裁昭和59年1月12日判決（判例集未掲載）*注2

統一協会信者の行った靈感商法が恐喝罪にあたり、犯行を行った信者3名が有罪とされた事例

5 名古屋地裁平成8年6月18日判決（判例集未掲載）

明覚寺、本覚寺の行ってきたいわゆる霊視商法に関し、霊能師役の女性を詐欺により有罪とされた事例

C（資金獲得型不法行為事件）

1 名古屋地裁昭和58年3月31日判決（判例時報1081号104頁）

難聴を治癒すると称して祈祷と療術を施し高額の料金を取得した行為に公序良俗に反する部分があると判定した事例

2 東京高裁平成4年3月26日判決「フリー事件」

(判例集未登載、解説として「国民生活」92年12月号)

宇宙エネルギーの流れをとらえ、これに合わせて自らの内部にエネルギーの流れを作り出すことにより、不幸は解消され、真の幸福および健康を得ることができるとして、「フリー」と称する健康器具を法外な高値で販売することは、著しく欺瞞的、便乗的、暴利的で社会的に是認される営利活動の範囲を超え違法性を帯び、不法行為になるとして損害賠償を命じた事例

3-1 福岡地裁平成6年5月27日判決「統一協会献金違法判決」*注3

(判例時報1526号121頁、判例タイムズ880号247頁、解説として日弁連消費者問題ニュース41号2頁)

統一協会の信者らによる献金勧誘行為が違法であるとして統一協会に使用者責任を認められた事例

3-2 福岡高裁平成8年2月19日判決

(判例集未登載、解説として日弁連消費者問題ニュース、7頁)

3-1の控訴審判決で、統一協会の控訴が棄却された事例

3-3 最高裁平成9年9月18日判決(判例集未登載)

3-2の上告審判決で統一協会の上告が棄却された事例

4 神戸地裁平成7年7月25日判決「黄金神社事件」*注4

(判例時報1568号101頁)

黄金神社を主宰する被告が、宗教行為に付随して祈祷料その他の献金を勧誘する行為に不法行為責任を認めた事例

5 東京地裁平成8年6月5日判決(判例時報1578号64頁/確定)

オウム真理教に対する土地建物の贈与の意思表示が脅迫に基づくものと判断され、その取り消しが認められた事例

6 高松地裁平成8年12月3日判決「統一協会献金違法判決」(判例集未登載/高裁で和解) *注5

統一協会信者による靈感商法と同一の方法による献金の強要に関し、統一協会に対し、使用者責任を認めた事例

7 奈良地裁平成9年4月16日判決「統一協会献金違法判決」(判例時報1648号108頁、判例解説につき民事法情報132号48頁) *注6

統一協会信者による靈感商法と同一の方法による入会や献金の強要に関し、統一協会に対し、使用者責任ではなく、民法709条の直接不法行為責任を認めた事例

8 東京地裁平成9年5月27日判決「邵錦宇宙パワー商法事件」
(判例時報1636号78頁/判例タイムズ942号267頁)

自称宇宙パワーを有する中国人女性邵錦が、日本テレビの番組や出版物を通じ、宇宙パワーにより難病を治療すると称し、番組や出版物を見て来訪した難病患者らに対し、高額のお金を要求した行為を、難病患者らに対する詐欺行為に当たるとして、不法行為による損害賠償が認められた事例

9 大阪地裁平成9年7月28日判決「オウム真理教布施強要違法判決」
(確定/判例時報1636号103頁/判例タイムズ964号192頁)

オウム真理教による信者らへの違法な布施強要行為によって、これに影響を受けた信者らが家族の財産を盗取してオウム真理教に対し布施した行為が、持ち出した信者らの不法行為を形成するのみならず、オウム真理教については、宗教法人法11条1項、民法44条1項の責任を、オウム真理教の代表者である松本智津夫については、民法709条の責任(いずれも過失責任)を形成し、当該信者との関係では、民法719条1項の共同不法行為責任を負うとされた事例

10-1 東京地裁平成9年10月24日判決「統一協会献金違法判決」(判例時報1638号107頁) *注7

統一協会信者による靈感商法と同一の方法による献金の強要に関し、統一協会に対

し、使用者責任を認めたが、従来の判例と異なり慰謝料を認めなかった事例

10-2 東京高裁平成10年9月22日判決

10-1の控訴審判決

慰謝料を否定した上記一審判決を覆し、慰謝料を認めた事例

10-3 最高裁平成11年3月11日判決

10-1の最高裁判決

一審判決を覆した10-2の高裁判例を維持して統一協会の上告棄却を決定した事例

11 大阪地裁平成10年2月27日判決「霊視商法詐欺判決」(判例時報1659号70頁)

生活上の悩みや苦しみについて相談を受けた僧侶らがした、相談者に供養料、祭祀料等の名目で金員を支払わせる行為が詐欺行為として違法であるとされた事例

「被告明覚寺の僧侶らは、因縁や霊障を見極める特殊な能力はなく、ただ、供養料獲得のマニュアルやシステムに則って、執拗に因縁や霊障の恐ろしさを解いて原告らを不安に陥れ、供養料を支払いさえすれば不幸や悩みから逃れられると誤信した原告らに供養料名目で金銭を支払わせていたものと認めるのが相当であり、これは、詐欺行為として違法と言うべきである」とし、被告の使用者責任を認めた。

D (妨害、攻撃型不法行為事件)

1 横浜地裁平成5年6月30日判決 (判例時報1473号117頁、判例タイムズ841号186頁)

オウム真理教の被害対策弁護団の所属弁護士が、教団の農園予定地を撮影した際、信者よりカメラを奪われフィルムを抜き取られたことにつき、使用者としての損害賠償責任が認められた事例

1-2 平成6年1月24日判決

1の控訴審判決

1-3 最高裁平成6年7月14日判決

1の上告審判決

2-1 福岡地裁平成6年12月14日判決（判例集未登載）

オウム真理教外報部が主催した記者会見の席上で、青山吉伸オウム真理教顧問弁護士（当時）らが、オウム真理教被害対策弁護団の所属弁護士を誹謗中傷する発言を行ったことにつき、顧問弁護士の名誉棄損を認め、オウム真理教に対し使用者責任を認めた事例」

2-2 福岡高裁平成7年12月26日判決（判例集未登載）

2の控訴審判決（顧問弁護士は控訴取り下げ / オウム真理教部分については上告せず確定）

3 東京地裁平成7年10月31日判決（判例タイムズ922号268頁）

弁護士が、靈感商法被害の救済のために、被害者を代理して統一協会信者に内容証明郵便を発送し、同信者からの懲戒申立事件について弁明書を提出した行為が名誉棄損にあたらないとして、同信者からの請求を棄却した事例

4 東京地裁平成8年12月20日判決（幸福の科学対講談社事件）（判例時報1521号44頁）

幸福の科学の信徒による講談社に対する抗議行動の違法性を認め、幸福の科学に対し使用者責任による損害賠償責任が認められた事例

5 東京地裁平成9年2月24日判決（判例時報1626号90頁）

多くの研究者がガンの早期発見に有用でないと報告している腫瘍マーカー総合診断法を実施して、癌でもないのに癌だと判定し、不安を感じた患者らが治療を求め、かつ高額の治療費を負担させられたなどの行為について、「命を弄ぶ靈感商法」などと告発した週刊誌の記事に対し、記事を掲載された医師及び病院が求めら名誉棄損に基づく損害賠償等の請求が、棄却された事例

6 東京地裁平成9年4月21日判決（判例集未登載）

大阪毎日放送にレギュラー番組を有するジャーナリストが、同番組で「法の華三法行」の被害実態を取り上げることとし、同教団に取材申し込みをしたところ、教団広報委員会は『取材を拒否する』としたうえで、同ジャーナリストを誹謗中傷する文書

を同番組宛にファクスした。これについて宗教法人法の華三法行に対し、名誉棄損による709条の不法行為責任を認めた事例

7 名古屋地方裁判所平成9年9月5日判決（判例集未登載 / 高裁で和解）

統一協会の信者らが、牧師に対し街宣活動等を通じて誹謗中傷を繰り返し、また杉本牧師の妻に対し暴行を行った事件で、『街宣は教団の事業に属する布教活動として行われ、暴行も密接な関連を持つ』として統一教会の使用者責任を認め、信者と統一協会に対し名誉棄損等の損害賠償を認めた事例

E 信者、構成員収奪型の事件

1 統一協会の合同結婚式後に入籍した婚姻の無効を認めた審判・裁判例

全国各地で既に40例を超える裁判例がある。

公刊物に掲載された代表的な例として

-1 福岡地裁平成5年10月7日判決(判例時報1483号102頁、判例タイムズ831号)

統一協会の合同結婚式に参加し、協会の指示により婚姻届をした日本人女性から、婚姻意思の不存在を理由として提起された日本人男性に対する婚姻無効の訴えが認容された事例

-2 福岡高裁平成7年10月31日判決（判例集未登載）

1-1の判決を不服として控訴した日本人男性の控訴を棄却した事例

-3 最高裁平成8年4月25日付判決（判例集未登載）

1-2の判決を不服として上告した日本人男性の上告を棄却した事例

名古屋地裁7年2月17日判決（判例時報1562号98頁）

日本国内に住所を有する日本人の統一協会元信者が、大韓民国国籍を有し同国に住所を有する者を被告として提起した婚姻無効確認訴訟について、我が国の裁判管轄が認められた事例」*注8

2 元信者による未払い賃金請求事件

松山地裁今治支部平成8年3月14日判決「実正寺事件」

(労働法律旬報1386号62頁、本判決の解説については同1386号18頁)

日蓮正宗の元信者が、以前勤めていた従業員が2~3人の小規模寺院に対し、時間外及び深夜労働に対する賃金を請求した事案について、被告寺院の宗教上の奉仕だとの主張を排し、労基法の適用の可否を検討するに際し、個々人の内心の意思(宗教的な信念)を詮索した結果によって判断することは、かえって宗教尊重の精神に反すると解されることから、外形的、客観的な事情の有無によって判断するのが相応であるとし、当該事案において信者の労働者性を認め、未払い賃金の支払いを命じた事例

3 いわゆる信者勧誘の違法を問う裁判例

名古屋地裁10年3月26日判決「名古屋青春を返せ訴訟第1審判決」

(判例タイムズ989号160頁)

統一教会の勧誘、教化行為により、信仰を教え込まれて宗教活動に従事させた行為が、元信者の人格権と財産権に対する不法行為とは言えないとして、損害賠償請求が認められなかった事例。*注8

F (家族破壊型の事件)

1 人身保護事件

徳島地裁昭和58年12月12日判決(判例時報1110号120頁)

遊学先から親元に連れ戻された未成年者に対し、統一協会信者からの人身保護請求を棄却した事例

-1 大阪地裁平成2年9月7日判決(判例時報1366号96頁、判例タイムズ739号223頁)

オウム真理教の信者の母親が、A(14歳9カ月、中3)、B(12歳8カ月、中1)、C(8歳4カ月、小2)の子供3人を連れて、オウム真理教の富士山総本部道場に居住していることが、Cについては意思能力がないことを理由に、Bについては、意思能力は肯定できるが、自由意思に基づいて監護者のもとにとどまっているとはいえない特段の事情があることを理由に、人身保護法に言う拘束にあたりとされた事例

-2 最高裁平成2年12月6日判決(判例時報1374号42頁、判例タイムズ751号67頁)

2-1の上告を棄却した事例

2 親権者変更事件

札幌家庭裁判所平成8年11月27日審判（判例集未登載）

妻がヤマギシ会に入会したことをきっかけとして離婚した前夫が、14歳と11歳の2人の子供をヤマギシ会の実顕地に預けた前妻に対し、親権者変更の申し立てをし、これが認容された事例

3 親権行使妨害事件

大阪地裁平成9年7月28日判決

被告松本智津夫の指示の下、組織的にオウム真理教幹部らが子供の所在を隠すなど、原告の4人の子供に対する親権の行使を妨害した行為について、松本智津夫被告に対して、民法709条に基づき、オウム真理教に対しては宗教法人法11条1項、民法44条1項に基づき、損害賠償責任を認めた事例 準禁治産宣告、保佐人選任事件

4 準禁治産者申し立て事件

-1 横浜家庭裁判所昭和61年12月12日審判（判例集未登載）

統一協会に多額の献金を続ける信者に対し、親族から申し立てられた準禁治産者、保佐人選任事件について、審判前の保全処分を認めた事例」

-2 東京高裁昭和62年3月30日決定（判例集未登載）

1-1の抗告審決定。原審保全処分決定に対し、即時抗告をすることは法で認められていないとして、統一協会信者からの抗告を不適法却下し、傍論で「なお、抗告人が宗教上の目的のためにその財産を消費しようとしていることは、それ自体では浪費性を阻却するものではない」と言及した事例

東京家裁八王子支部昭和63年2月8日審判（2例 / 判例集未登載）

統一協会に多額の献金を続ける信者夫妻に対し、各親族から申し立てられた準禁治産者、保佐人選任事件について、審判前の保全処分を認めた事例

東京家裁平成4年6月8日審判（判例集未登載）

統一協会に多額の献金を続ける信者に対し、親族から申し立てられた準禁治産者、保佐人選任事件について、審判前の保全処分を認めた事例

横浜家裁川崎支部平成5年11月12日審判（判例集未登載）

統一協会に多額の献金を続ける信者に対し、親族から申し立てられた準禁治産者、保佐人選任事件について、審判前の保全処分を認めた事例

名古屋家裁平成9年8月13日審判（判例集未登載）

統一協会に多額の献金を続ける信者に対し、親族から申し立てられた準禁治産者、保佐人選任事件について、審判前の保全処分を認めた事例

東京家裁平成9年9月29日審判（判例集未搭載）

統一協会に多額の献金を続ける信者に対し、親族から申し立てられた準禁治産者、保佐人選任事件について、審判前の保全処分を認めた事例

甲府家裁平成10年9月2日審判（判例集未搭載）

祈祷師の主催する団体に多額の献金を続ける信者に対し、親族から申し立てられた準禁治産者、保佐人選任事件について、審判前の保全処分を認めた事例

5 名の変更事件

東京地方裁判所八王子支部平成6年12月8日審判（判例集未登載）

「宗教団体側でつけた子の名前の変更を認めた事例」

G（その他責任が認められた事件）

1 大阪地裁平成8年4月22日判決（判例時報1585号66頁）

医師が患者に明確な根拠もなくガン告知をしたうえで、平和教会と称する新興宗教の護符を患部に張るよう勧めた行為等が不法行為として損害賠償が認められた事例

2 甲府地裁平成9年1月28日判決（判例集未搭載）

被告松本智津夫らが、上九一色村富士ヶ嶺地区の住民の生活の平穏を著しく害したとして、住民ら的人格権を根拠に、不法行為責任が認められた事例

3-1 京都地裁平成10年2月13日判決(判例時報1661号115頁)

マンションの一室が賃貸され、オウム真理教の信者らが教団施設として使用する行為が、区分所有者の共同利益に反するとして、区分所有権に基づく賃貸借契約の解除及び占有部分の退去明け渡し請求がいずれも認められた事例

3-2 大阪地裁平成10年12月17日判決(判例集未搭載)

3-1の控訴審判決

4 大阪地裁平成10年2月27日判決(判例集未搭載)

被告の指定するものを右手で指し、同時に左手の人差し指と親指で輪を作り、この輪を被告が開き、その開き具合によってガン細胞の数を判断するというリングなどの施術につき、「被告は、被告の行う施術等がガンの治療に何の効果もないことを知りながら、効果があるかのように装い、末期ガンの症状に苦しみながら、藁にもすがる心情にあった原告を欺」いた行為が、不法行為にあたりとされた事例

5 京都地裁平成10年11月27日判決

自己啓発セミナーの研修中に行われた風呂業と呼ばれる修行中の事故について、自己啓発セミナーを主催する有限会社について、不法行為責任を否定したものの、安全配慮義務に基づく債務不履行責任を認容した事例。

H (宗教団体の組織)

1 東京高裁平成6年3月23日判決(判例時報1507号133頁、判例タイムズ870号267頁)

「檀徒から宗教法人である寺及び権利能力なき社団である壇信徒会に対する会計帳簿等の閲覧・謄写請求が、宗教法人法25条2項を根拠に肯定された事例(改正前の宗教法人法制下の事例)」

2 静岡地裁沼津支部平成9年10月29日判決(判例集未搭載)

「既に被害回復を受けた法の華三法行の元信者は、改正後の宗教法人法25条3項に基づく会計帳簿等の閲覧・謄写請求が否定された事例(*注・25条3項は、平成7年の宗教法人法改正で新たに創設された規定)」

『信者その他の利害関係人』には、現に宗教法人と継続的な関係を有し、その構成分子となっている寺院の壇信徒・教会の信徒のほか、宗教法人と取引関係のある債権

者・保証人等、宗教法人の行為により損害を被った者等が含まれるが、信者であってもその後脱退等により信者でなくなった場合、あるいは宗教法人に対し債権を有していても、その後に弁済等により消滅した場合には、元信者あるいは元債権者はもはや宗教法人の適正な管理運営の実現のための閲覧について利益を有しなくなったというべきであるから、右『信者その他の利害関係人』には含まれないと解するのが相当である。また宗教法人の行為により損害を被った者についても、その後に損害を回復することができた場合には、右と同様に解すべきである」

I（海外の判決）

1 米カリフォルニア州最高裁判所1988年10月17日判決「モルコ対統一協会事件」

(Molko v. Holy Spirit Association for the Unification of World Christianity, 46 Cal.3d 1092,762p.2d 46,252Cal.Rpt8.122(Cal.1988) (翻訳を日弁連所蔵))

「統一協会の正体を隠した詐欺的伝道行為が違法とされた事例」

2 米連邦最高裁1990年4月17日判決

(本判例の解説につき、ジュリスト1036号113頁 / 1993年12月15日号)

「宗教的儀式において禁止された薬物を使用する行為が、『信仰を理由に一般的に適用される法律の義務、社会的責任を免れることはできない』とされ、違法とされた事例」

3-1 仏リヨン地方裁判所1996年11月22日判決（本判決の紹介につき、毎日新聞97年03月20日付朝刊、部分訳を日弁連所蔵）

「リヨンにあるサイエントロジーの施設「ダイアネティックセンター」に通っていたパトリス・ビック（男性、当時31才）が、1988年に投身自殺した事件において、サイエントロジーの宗教性を否定して、同教会の信者らに対し詐欺罪等を認め、施設関係者のマジエ被告（元・同教会リヨン支部長）に対しては、詐欺罪と過失致死罪で懲役3年の有罪判決を下した事例」

3-2 仏リヨン高等裁判所1997年7月28日判決（本判決の紹介につき、毎日新聞97年8月28日付夕刊、部分訳を日弁連所蔵）

「サイエントロジーの「宗教団体」としての性格を肯定したものの、「合法的な宗教であっても、個人が営利目的のために使い、結果として第三者を欺くようなこと」までも認められているわけではなく、「適法に組織された教会でも、営利事業を隠蔽（い

んぺい) することがありうる」とし、マジエ被告を懲役3年の執行猶予刑と50万フランの罰金に。また同教会のメンバー15人のうち9人を無罪とした事例」

(別紙)

注1

祈祷師が自分の祈祷に効能がないことを知りつつ、顔のあざの相談を持ちかけた主婦に「御祈祷で取ってあげる」「神様にお願いしておきながら、勝手に参詣を中止しては神様の罰が当たる」「神様の力で顔を真っ黒にする」などと脅して祈祷料を交付させた事件。

祈祷師は詐欺及び恐喝に問われ、最高裁昭和31(1956)年11月20日判決は次のような理由から祈祷師を有罪に処した。

「祈祷師が自己の行う祈祷が実は全然治病の効能なく、また、良縁、災難の有無、紛失物のゆくえを知る効もないことを信じているにかかわらず、如何にもその効があるように申し欺いて祈祷の依頼を受け、依頼者から祈祷料等の名義で金員の交付を受けたときは詐欺罪を構成するものというべきである」

注2

いわゆる靈感商法の手口を使い、大理石の壺などを販売していた統一教会の信者2人が、47歳の主婦に1200万円を支払わせた事件。

2人は主婦をホテルの一室に約9時間半にわたって軟禁し「おろした子どもや前夫が成仏できず苦しんでいる。成仏させないと今の夫と子に大変な事が起こる。全財産を投げ出しなさい」などと迫った。

青森地裁弘前支部昭和59(1984)年1月12日判決は、行為が恐喝罪にあたるとして懲役2年6月(執行猶予5年)の判決を下した。

注3

統一協会がその信者らを駆使して行ってきた靈感商法に関する初めての判決。

判決は、信者らの献金強要行為の違法性について次のように判断し、統一教会の使用責任を認めている。

「一般に特定宗教の信者が存在の定かでない先祖の因縁や霊界等の話を述べて献金を勧誘する行為は、その要求が社会的にみても正当な目的に基づくものであり、かつ、その方法や結果が社会的通念に照らして相当であるかぎり、宗教法人の正当な宗教活動の範囲内にあるものと認めるのが相当であって何ら違法ではないことはいうまでもない。しかし、これに反し、当該献金勧誘行為が右範囲を逸脱し、その目的が専ら献金等によする利益獲得にあるなど不当な目的に基づいていた場合、あるいは先祖の因縁や霊界の話等をし、害悪を告知して殊更に相手方の不安をあり、困惑に陥れるなどのような不当な方法による場合には、もはや当該献金勧誘行為は、社会的に相当なものといいい難く、民法が規定する不法行為との関連において違法の評価を受けるもの

といわなければならない」

判決は、統一協会信者らが行った献金強要行為について、次のような理由から統一協会の使用者責任を認め、次のように判示している。

「非営利団体である宗教法人の信者が第三者に損害を与えた場合に、その信者が右宗教法人との間に被用の地位にあると認められ、かつ、その加害行為が宗教法人の宗教活動などの事業の執行につきなされたものであるときは、右宗教法人は右信者の加害行為につき民法715条に定める使用者責任を負うものと解するのが相当である。なぜなら、宗教法人に民法715条の適用を排除する合理的理由はなく、また、代表役員その他の代表者の行為による宗教法人の損害賠償責任を定めている宗教法人法11条の規定も宗教法人につき民法715条の適用を排除するものとは解されないからである」

注4

妻が夫婦関係の不和などによる心労のために精神状態が不安定になり異常な行動を取るようになった。

そこで夫（原告）は知人の紹介で「黄金神社」を訪問して救いを求めた。黄金神社の代表者（被告）は夫に対し「妻の異常は種々の因縁によるものであり、これを取り除かないと取り返しのつかない結果になる」と信じ込ませ、妻を正常に戻すためには、妻の精神状態の回復を願う祈祷や夫の愛人の除霊などを行う必要があると説いた。夫は極度の不安に陥り、短期間に祈祷料の名目で1038万5000円の現金と金塊を支払った。

神戸地裁が次のように判決して、「黄金神社」の主宰である個人の不法行為を認めている。

「宗教者が祈祷その他の宗教的行為に付随して祈祷料その他の献金を勧誘する行為についても、原則として、憲法上の信教の自由の保障が及ぶので、当該宗教の教義が合理的であるかどうか、あるいは、当該宗教的行為の成果が客観的に証明できるものであるかどうかなどの基準に衣拠し、合理性ないし客観性が認められないとの一事をもって当該勧誘行為の違法性を判断するのは相当ではない。しかしながら、献金を勧誘する行為が相手方の窮迫、軽率等に乗じ、ことさらその不安、恐怖心等をおおるなど不相当な方法でなされ、その結果、相手方の正常な判断が妨げられた状態で著しく過大な献金がなされたと認められるような場合は、当該勧誘行為は、社会的に相当な範囲を逸脱した行為として不法行為に該当する」

「被告の行為は、原告が相応な資産を有していることに着目し、財産的利益を得る目的で（中略）追いつめられて平常心を失い混乱した原告の精神状態に乗じ、霊力、

因縁等をもたらす災いの話を繰り返して説くことによって、ことさら原告の不安感をあおりたて、その災いを取り除くには被告の提示する諸費用を納めて、被告ないし被告の信奉する神の力に頼るほかはないと信じさせて、著しく高額な献金の承諾をさせ、これを収受したものと認められるから、その目的、方法、結果のいずれにおいても、社会的に相当なものとして是認できる範囲を逸脱しているというべきである。」

注5

高松地裁は次のような理由で統一協会の使用者責任を認めている。

「特定宗教の信者が自己の属する宗教団体への献金を勧誘する行為も、その目的、方法、結果から判断して、社会通念上相当と認められる範囲を超える場合には、民法の不法行為との関連において違法の評価を受けるものといわなければならない。」

「勧誘すべき人数につき一定の目標を定め、珍味の訪問販売をきっかけに訪問先の相手を被告の信者らが主催する講演会等に誘い出し、被告の名を明かさないうまま、家系図調査と称して家系、悩み事等を、さらに、環境浄化と称して財産状態を詳細に聞き出し、これらの情報をもとに被告の信者らの間で獲得する献金の目標額を決め、周囲の信者から「先生」と呼ばれるリーダー格の信者が、右目標にしたがって、事前に得た情報を利用してながら献金の勧誘をするという一連の流れが認められ、これら一連の行為は献金獲得に向けられた組織的、計画的行為と認められること、献金の直接の勧誘行為は、前記認定のとおり、原告の入会の意味も十分確認しないまま、予め得た情報を利用して、その不安をあおり、執拗に多額の献金の即決を迫る方法でなされていること、原告が献金を承諾した翌日には、信者らが迎えに行ったうえ、預金の引き下ろしなどの諸手続から献金が終わるまで終始付き添い、原告に熟慮の機会を与えていないこと、右勧誘は被勧誘者の出捐しうる金額全部を献金するよう勧めるとの基本姿勢の下に行われており、現実に右のような勧誘の結果原告によりなされた献金は600万円と多額で、原告の預金のほぼ全額であることなどの諸事情を総合すれば、被告の信者らが行った前記一連の勧誘行為は、その目的、方法、結果において、社会的に相当と認められる範囲を逸脱しており違法性を帯びる」

また同判決は使用者責任について次のように判示している。

「民法715条における「使用」関係とは、使用者と被用者との間に実質的な指揮監督の関係があることを意味するものと解されるが、実質的な指揮監督の関係が認められれば、必ずしも使用者と被用者との間に有効な契約関係が成立していることを要しないものと解される。また、使用者の「事業」の範囲については、使用者の本来の事業のほか、その付随的業務とみられるもの、さらに不当な事業執行についてもこれに含まれるものと解すべきである。そして、被用者の行為が事業の執行につきなされたものかどうかは、事業の執行についての被用者の行為の外形から判断するのが相当

である。

これを本件についてみると、前記認定事実に前掲各証拠及び弁論の全趣旨を総合すれば、本件献金勧誘行為当時、被告とは別に被告の信者団体があり、大西らは右信者団体の活動として行動していたものではあるが、一方、被告は既に信者となっている者の親族に対する教育活動と被告の協会を自発的に訪れた者に対する伝道活動を除けばあらたな信者を獲得するための独自の布教活動を行っておらず、右布教活動は専ら信者団体により行われていること、信者団体は被告の教義を伝道し、同時にできるだけ多くの献金が被告になされることを目的として活動していたものであり、しかも右団体の構成員である大西ら被告の信者の多くは献金をさせること自体が被告の教義達成のための手段であると認識していて、伝道活動と献金勧誘行為とは密接に関連していること、勧誘の結果としての献金は被告に帰属し、被告の事業の財源となっていることが認められ、以上の事実からすれば、右信者団体の活動が被告の意向と無関係に行われているとは考えられず、被告は右信者団体を通じて伝道及び献金勧誘に際して違法な行為がなされないよう信者らを指揮、指導できる立場にあったものと認められ、また、本件の信者らの行為を勧誘される相手方から外部的客観的にみれば、被告の信者らが被告の教義の実践として被告の利益獲得のために組織的計画的に遂行する行為と認められるから、右のいずれの要件も充足するものというべきである。

注6

奈良地裁判決は、福岡判決、高松判決を一步進め、統一協会について、715条の使用者責任ではなく、709条の不法行為責任を認めた初めての判決である。

「被告（統一協会）とその信者組織とは、当然のことながら後者は前者の構成員から成り立っており、人事面での交流もあること、被告は、これまで被告の教義に基づく実践として、組織的に物品販売活動等による資金集めを精力的に行ってきたものであり、その過程において、被告と被告の信者組織との区別が明確であったとはいえないこと、被告の伝道方法等についてはマニュアルが存在し、ほぼ全国共通の方法がとられていることが認められる。

そして、本件で問題となっている献金勧誘行為は、被告の教義内容に照らして被告の宗教的活動としては最も基本的かつ重要なものであり、実際、被告は、信者を介して集めた献金を受け入れていたことからすれば、本件献金勧誘行為については、被告が被告の活動として行ったものであるといえる」とした上で、

「（統一協会）への入会や献金の勧誘の過程においても靈感商法における同一の方法が用いられ」「（統一協会の）献金勧誘システムは、不公正な方法を用い、教化の過程を経てその批判力を衰退させて献金させるものと言わざるを得ず、違法と評価するのが相当である」と判示した。

注7

「宗教的結束を維持し、拡大するための行動であっても、現行法の秩序を踏み越えることはできず、刑事法上是認されないものは、宗教的活動であることの故に犯罪性を否定されず、同様に、民事法上是認されないものは、不法行為等民事上の責任を免れるものでもない。献金が、人を不安に陥れ、畏怖させて献金させるなど、献金者の意思を無視するか、又は自由な意思に基づくとはいえないような態様でされる場合、不法に金銭を奪うものと言ってよく、このような態様による献金名下の金銭の移動は、宗教団体によるものではあっても、もはや献金と呼べるものではなく、金銭を強取又は喝取されたものと同視することができ、献金者は、不法行為を理由に献金相当額の金銭の支払を請求することができると解すべきである。」

「原告の献金に至るまでの津藤らの行動は、肉親を多く失った原因が先祖の罪にあり、それが長男にも及ぶかのように説いて原告を畏怖させて精神的に落ち込ませ、絶家する原告の家系の運命を免れるためにはすべてを神に捧げることを要すると原告に思い込ませ、一方では、先祖開放祭を実施して気分を高揚させ、献金を決意させたというもので、さながら、原告の心を自在に操っているかのようであり、その結果、原告が前記認定の多額の献金をするに至ったと認められ、金銭を出捐しなければ最愛の肉親の身に重大な害が生じると伝えて献金名下に本件におけるような多額の金銭を得ることは、社会的に到底是認しうるものではなく、不法行為を構成する」

また同判決は使用者責任についてそのように判示している。

「宗教法人は、その信者が第三者に加えた損害について、当該信者との間に雇用等の契約関係を有しない場合であっても、当該信者に対して、直接又は間接の指揮監督関係を有しており、かつ、加害行為が当該宗教法人の宗教的活動などの事業の執行につきなされたものと認められるときは、民法715条に定める使用者責任を負う。宗教法人の信者が当該宗教法人と別に組織を構成し、信者が信者組織の意思決定に従って宗教的活動又はこれに付随する活動を行う場合においても、信者組織が宗教法人の教義とは異質の理念に基づいて運営されるか、又は活動していると認められる特段の事情のない限り、当該宗教法人は、右信者組織の意思決定に従った信者による加害行為についても、同様の責任を負う。」

注8 名古屋青春を返せ訴訟第一審判決

「一般に、当該宗教を広めるために勧誘、教化する行為は、勧誘、教化された信者を各種の活動に従事させたり、献金させたりする行為は、それが社会的に正当な目的に基づいており、方法、結果が社会通念に照らして相当である限り、宗教法人の正当な宗教活動の範囲内にあるものと認めるのが、相当である。しかしながらこれに反して、当該行為が、目的、方法、結果から見て社会的に相当な範囲内を逸脱しているような場合には、民法が規定する不法行為との関連において、違法の評価を受けるものといわなければならない。ただし、これらを検討するにあたり、裁判所は、憲法20条1項に従い、当該宗教の当否等に立ち入って判断しない。」